

毎月 11 日は

# 防災を(考)える日



令和3年12月号

## 「12月1日～7日は『雪崩防災週間』です」

### ■雪崩防災週間とは？

国土交通省と都道府県では、防災・減災の取り組みの一環として、本格的な雪シーズンを前に、国民一人ひとりが雪崩災害の防止および被害の軽減の重要性について認識し、理解が深められるよう、毎年12月1日から7日を「雪崩防災週間」として定め、さまざまな取り組みを実施しています。



### ■宮城県の取り組み

雪崩危険箇所の近くに住む住民の防災意識向上のため、宮城県および関係市町で危険箇所と雪崩対策施設の点検パトロールなどを実施しています。

〔国土交通省ホームページ（12月1日～7日は「雪崩防災週間」です）を加工して作成〕

### ■防災基礎クイズ

Q マグニチュードは地震そのものの大きさ(規模)をあらわしており、値が1大きくなるとエネルギーが約32倍になります。値が2大きくなるとエネルギーは何倍になるでしょう？

- ① 約 64 倍    ② 約 320 倍    ③ 約 1000 倍

毎月11日は「防災を考える日」です。

震災の教訓や災害への日頃の備えなどについて、家庭や学校、職場、地域などで話し合ってみましょう。

### ■問い合わせ先／気仙沼市総務部危機管理課防災情報係

☎:0226-22-3402 FAX:0226-22-1467 E-mail:kikikanri@kesenuma.miyagi.jp

(県) 0001 障 (C) ㄥ景)